

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)

◇訓 令 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(〃)
許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令(広報文書課)

公布された規則のあらまし

◇職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

- 一 技術吏員をもって充てる職のうち農業改良普及員及び生活改良普及員の職を改良普及員の職に統一することとした。(別表関係)
- 二 技術吏員をもって充てる職に看護士及び准看護士を加えることとした。(別表関係)

三 この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 法令の改正等に伴う規定の整備

(一) 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち部長等に対する育児休業の承認等を知事の決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項とすることとした。

(二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち指定検査機関に対する必要な措置を採るべき旨の指示等を衛生環境部長専決事項に、指定検査機関に対する食鳥検査の業務報告の請求等を衛生課長専決事項とすることとした。

(三) 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち老人訪問看護者の指定等を衛生環境部長専決事項に、指定老人訪問看護者の指導等を高齢者対策課長及び医務課長専決事項とすることとした。

2 組織の改正に伴う規定の整備

(一) 老人保健施設に関する許可及び監督権限を医務課から高齢者対策課へ移管することに伴う所要の改正を行うこととした。

(二) 林業改良普及指導資格試験の実施期日等の公告等に関する

る権限を造林課から林務課へ移管すること及び造林課の名称を変更することに伴う所要の改正を行うこととした。

3 権限の移譲に伴う規定の整備

河川法に基づく許可の権利の譲渡の承認（流水の占用の許可に係るものを除く。）等の権限を土木事務所長へ委任することに伴う所要の改正を行うこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正（第二条関係）

1 法令の改正等に伴う規定の整備

(一) 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち所属職員の部分休業の承認等を地方機関の長に委任することとした。

(二) 総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例に基づく知事の権限に属する事務を県税事務所長に委任することとした。

(三) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち指定検査機関への立入検査等を保健所長へ委任することとした。

2 組織の改正に伴う規定の整備

農業講習施設の統合及び名称変更等に伴い所要の改正を行うこととした。

3 権限の移譲に伴う規定の整備

(一) 河川法に基づく許可の権利の譲渡の承認（流水の占用の許可に係るものを除く。）等の権限を土木事務所長へ委任

することとした。

(二) 道路法に基づく道路への違法放置物件の除去等の権限を土木事務所長へ委任することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成四年四月一日から施行することとした。

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西、尾 邑 次

鳥取県規則十九号

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「看護婦・准看護婦」を「看護婦・看護士・准看護婦・准看護士」に、「農業改良普及員・生活改良普及員」を「改良普及員」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 部長等に対する育児休業等の承認又は取消し

別表第二部長共通専決事項の欄中第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 次長等又は地方機関の長に対する部分休業の承認又は取消し

別表第二課長共通専決事項の欄中第一号の次に次の一号を加える。

一の二 職員に対する部分休業の承認又は取消し

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第二号(四中「職員」の下に「以下この号、第十号の二及び第十一号において「次長等」という。»)を加える。

別表第三人事課の項部長専決事項の欄中第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第一項の規定による次長等及び地方機関の長の育児休業の承認

(二) 第三条第三項の規定による次長等及び地方機関の長の育児休業の延長の承認

(三) 第五条第二項の規定による次長等及び地方機関の長の育児休業の承認の取消し

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十一号中「次長、課長及びこれらの職に相当する職の職員」を「次長等」に改める。

別表第三人事課の項課長専決事項の欄中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第一項の規定による職員(部長、次長、課長及びこれらの職に相当する職の職員並びに地方機関の長を除く。以下この号及び次号において同じ。)の育児休業の承認

(二) 第三条第三項の規定による職員の育児休業の延長の承認

(三) 第五条第二項の規定による職員の育児休業の承認の取消し

別表第三人事課の項課長専決事項の欄第八号中「(部長、次長、課長及びこれらの職に相当する職の職員並びに地方機関の長を除く。)」を加える。

別表第三財政課の項部長専決事項の欄第一号(四中「第二百三十三條第五項」を「第二百三十三條第六項」に改める。

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第二号(一)中「第三百三十三条」を「第三百三十二条」に改める。

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第一号(中)「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改め、同号中(三)を(二)とし、(九)を(三)とし、(八)を(九)とし、(七)の次に次のように加える。

(八) 第二百八十六条第二項の規定による市町村の組合の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理
別表第三地方課の項課長専決事項の欄第一号に次のように加える。

(三) 第二百九十八条第三項の規定による市町村の事業団の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理

別表第三文化国際課の項課長専決事項の欄第六号を次のように改める。

六 日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に基づく知事の権限に属する事務

別表第三高齢者対策課の項部長専決事項の欄第二号中(二)を(六)とし、(一)を(五)とし、(四)の前に次のように加える。

(一) 第四十六条の六の規定による老人保健施設の開設の許可又は収容定員等の変更の許可

(二) 第四十六条の七の規定による老人保健施設を管理する医師の承認又は医師以外の者に管理させることの承認

(三) 第四十六条の十五の規定による老人保健施設の開設の許可の取消し

四 第四十六条の十六において準用する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の規定による第四十六条の十五に規定する処分を受ける者に対する弁明の機会の供与

別表第三高齢者対策課の項課長専決事項の欄第三号を次のように改める。

三 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの

(一) 第四十六条の九第一項第三号の規定による老人保健施設に関して広告する事項の許可

(二) 第四十六条の十一第一項の規定による老人保健施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは老人保健施設への立入検査の実施

(三) 第四十六条の十二の規定による老人保健施設の開設者に対する老人保健施設の使用の制限等の命令

(四) 第四十六条の十三の規定による老人保健施設の管理者の変更の命令

(五) 第四十六条の十四の規定による老人保健施設の開設者に対する業務運営の改善又は業務の停止の命令

(六) 第四十六条の十六において準用する医療法第三十条の規定による第四十六条の十二、第四十六条の十三又は第四十六条の十四に規定する処分を受ける者に対する弁明の機会の供与

(七) 第四十六条の十七の七第一項の規定による指定老人訪問看護事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは帳簿書類等の検査の実施

(八) 第七十六条第一項の規定による基金等からの業務等に関する報告の徴収又は実地検査の実施

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第十三号中四を(四)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 第十六条第六項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令

(五) 第二十四条第一項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任した旨の厚生大臣への報告及び当該指定検査機関の名称等の公示
(六) 第二十四条第三項の規定による指定検査機関の名称等を変更した旨の公示

(七) 第二十八条第二項の規定による指定検査機関の業務規程の変更に対する意見の提出

(八) 第二十九条第二項の規定による指定検査機関の事業計画及び収支予算又はその変更に対する意見の提出

(九) 第三十一条第二項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を採るべき旨の指示

(一〇) 第三十二条第三項の規定による指定検査機関の食鳥検査の業務の休止又は廃止の許可に伴う厚生大臣への意見の提出

(一一) 第三十四条の規定による指定検査機関に対して食鳥検査を行わせない旨の通知並びにその旨の厚生大臣への報告及び公示

(一二) 第三十五条第一項の規定による指定検査機関が食鳥検査の業務の休止の許可を受けたとき、厚生大臣が指定検査機関に対して食鳥検査の業務の停止を命じたとき、又は天災その他の事由により指定検査機関が食鳥検査の業務を実施することが困難となった場

合の検査の定施

(一三) 第三十五条第三項の規定による食鳥検査の業務を行うこととなる旨又はその事由がなくなつた旨の公示

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第二十号の二に次のように加える。

(一四) 第三十七条第二項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務等の報告の請求

別表第三医务課の項部長専決事項の欄第一号中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削り、同欄第十五号を次のように改める。

十五 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十六条の五の二第一項の規定による老人訪問看護事業者の指定

(二) 第四十六条の十七の八第一項の規定による老人訪問看護事業者の指定の取消し

別表第三医务課の項課長専決事項の欄第十七号を次のように改める。
十七 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十六条の十七の四の規定による指定老人訪問看護事業者等の指導

(二) 第四十六条の十七の八第二項の規定による指定老人訪問看護事業者に対する弁明の機会の供与

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄中第六号の次に次の一号を加える。

七 鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号）第五条の規定による試験の実施期日等の公告
別表第三林務課の項課長専決事項の欄を次のように改める。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例第六条の規定による試験合格者の氏名の公表又は合格証書の交付若しくは再交付

別表第三造林課の項中「造林課」を「森林保全課」に改め、同項部長専決事項の欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項課長専決事項の欄中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第三道路課の項部長専決事項の欄第一号(四)を「(五)」に改める。

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第一号(四)中「権利の譲渡の承認」の下に「(地方機関等決裁規則別表二土木事務所長の項第二十五号(四)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）」を加え、同号(四)中「(四)」を「(三)」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中(七)を削り、(八)を(七)とし、(九)から(三)までを一ずつ繰り上げる。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一中第一号の次に次の一号を加える。
- 一 二 課員の部分休業の承認又は取消し
- 別表第二県税事務所長の項に次の一号を加える。

五 総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例（平成四年三月鳥取県条例第一号）に基づく知事の権限に属する事務

別表第二保健所長の項第二十八号の二に次のように加える。

四 第二十条の規定による食鳥肉等を食用に供することができないと認めるとき、又は食鳥のとさつ等により病原体が伝染する恐れがあると認めるときの措置の実施

(五) 第三十八条第二項の規定による指定検査機関の事務所への立入り及び帳簿等の検査及び関係者への質問の実施

別表第三果樹野菜技術講習所長の項中「果樹野菜技術講習所長」を「園芸技術研修所長」に改め、同項第一号中「鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例」を「鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 二 鳥取県立園芸技術研修所管理規則（昭和五十年四月鳥取県規則第二十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三条の規定による各研修課程における収用定員の決定
 - (二) 第四条第二項の規定による特殊技術課程の研修期間の決定
 - (三) 第五条第二項の規定による臨時の休業日の決定及び休業日に研修を実施する旨の決定
 - (四) 第六条の規定による研修科目及び研修時間数の決定
 - (五) 第七条の規定による入所資格の決定
 - (六) 第八条の規定による入所願書に添付する書類の決定
 - (七) 第九条第二項の規定による入所者の選抜に關し必要な事項の決定

- (ハ) 第十一条の規定による通所の許可
- (イ) 第十三条の規定による休所及び退所の許可
- (ロ) 第十四条の規定によるほう賞の実施及び研修生に対する退所の命令

(一) 第十五条の規定による修了証書の授与
別表第三畜産講習所長の項中「畜産講習所長」を「畜産技術研修所長」に改め、同項第一号中「鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例」を「鳥取県立農業技術研修施設の設置及び管理に関する条例」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 二 鳥取県立畜産技術研修所管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三条の規定による各研修課程における収用定員の決定
 - (二) 第四条第二項の規定による特殊技術課程の研修期間の決定
 - (三) 第五条第二項の規定による臨時の休業日の決定及び休業日に研修を実施する旨の決定
 - (四) 第六条の規定による研修科目及び研修時間数の決定
 - (五) 第七条の規定による入所資格の認定
 - (六) 第八条の規定による入所願書に添付する書類の決定
 - (七) 第九条第二項の規定による入所者の選抜に関し必要な事項の決定
 - (八) 第十一条の規定による通所の許可
 - (九) 第十三条の規定による休所及び退所の許可
 - (ロ) 第十四条の規定による表彰の実施及び研修生に対する退所の命令

- (一) 第十五条の規定による修了証書の授与
別表第二中小家畜講習所長の項を削る。
- 前に次のように加える。

- (ロ) 第六十七条の二第一項の規定による車両の移動
- (イ) 第六十七条の二第二項の規定による警察署長の意見の聴取
- (ロ) 第六十七条の二第三項の規定による車両の保管
- (三) 第六十七条の二第四項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示

(三) 第六十七条の二第五項の規定による車両の移動
別表第二土木事務所長の項第十九号中(ロ)を(イ)とし、(七)から(ロ)までを五
ずつ繰り下げ、(六)の次に次のように加える。

- (七) 第四十四条の二第一項の規定による違法放置物件の除去
 - (ハ) 第四十四条の二第二項の規定による違法放置物件の保管
 - (イ) 第四十四条の二第三項の規定による違法放置物件の返還のための公示
 - (ロ) 第四十四条の二第四項の規定による違法放置物件の売却及び売却代金の保管
 - (三) 第四十四条の二第五項の規定による違法放置物件の廃棄
- 別表第二土木事務所長の項第二十五号(一)中「五十万円」を「五十万円」に改め、同号(ロ)ホ中「(管の内径が十五センチメートルを超えるもの又は縦断占用に係るものを除く。）」を「(管の内径が十五センチメートルを超えるもののうち堤内地盤高が計画高水位より高い区間(以下「堀込河道区間」という。))外に設置するもの又は縦断占用に係るものを除

く。)に改め、同号(三)へ中「橋りよう設置の際これに添架されるものに限る。」を「(橋りよう設置の際これに添架されるもの又は掘込河道区間内において橋りよう形式で橋脚を設けずに設置されるものに限る。)に改め、同号(三)中「イからチまで」を「イからリまで」に改め、同号(三)中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 橋りよう(掘込河道区間内において橋脚を設けず設置されるものに限る。)

別表第二土木事務所長の項第二十五号(中)「イからハまで、ホ、ヘ、チ及びリに掲げるもの」を「イからハまで、ホ、ヘ及びチからヌまでに掲げるもの」に改め、同号(六)を次のように改める。

(六) 第二十七条の規定による土地の掘削等の許可又は竹木の栽植若しくは伐採の許可

別表第二土木事務所長の項第二十五号(中)を(四)とし、(四)から(三)までを一ずつ繰り下げ、(九)の次に次のように加える。

(四) 第三十四条第一項の規定による権利の譲渡の承認(流水の占用の許可に係るものを除く。)

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を

次のように定める。

平成四年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表地方課の項第八号中

_____	_____	_____	_____
_____	を	_____	_____
_____	_____	八日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	八日に関係先との協議に要する日数を加えた日数

自治大臣との協議を要する。に改め、同項第九号中「歳入欠陥を生じた市町村の寄附等

の支出の承認(地方財政再建促進特別措置法施行令第十三条第三項後段の規定に係るものを除く。)」を「歳入欠陥を生じた市町村の寄附金等の支出の承認」に、

_____を「_____」に改める。

別表高齢者対策課の項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号

を加える。

八	老人保健施設の開設の許可又は収容定員等の変更の許可	老人保健法	一四	三	二	保健所
九	老人保健施設を管理する医師の承認又は医師以外の者に管理をさせることの承認	〃	一一	〃	八	〃
十	老人保健施設についての法定外広告の許可	〃	二五	五	二〇	〃

別表医務課の項中第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第三十二号までを二号ずつ繰り上げ、第三十三号から第三十五号までを削る。

別表自然保護課の項第一号中「鳥取県温泉審議会」を「鳥取県自然環境保全審議会」に改める。

別表造林課の項中「造林課」を「森林保全課」に改める。

附 則

この訓令は、平成四年四月一日から施行する。